



長崎県公報

目 次

◎ 訓 令	所管課(室)名
○長崎県会計監督検査規程の一部改正	会 計 課
◎ 告 示	
・ 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	地 域 環 境 課
・ 手数料徴収事務の委託	長 寿 社 会 課
・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正	水 産 経 営 課
・ 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	〃
◎ 公 告	
・ 土地改良区の定款変更の認可	農 村 整 備 課
・ 土地改良区の役員の就退任	〃
・ 測量の実施	建 設 企 画 課
◎ 教育委員会規則	
○長崎県立学校管理規則の一部改正	高 校 教 育 課
○長崎県立中学校管理規則の一部改正	〃
○技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部改正	〃

訓 令

長崎県訓令第3号

本庁
かい

長崎県会計監督検査規程（昭和40年長崎県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(会計検査の方法) 第7条 会計検査は、かい及び会計事務を処理するその他の出先機関の事務所及び <u>実地</u> において行うものとする。 2及び3 略	(会計検査の方法) 第7条 会計検査は、かい及び会計事務を処理するその他の出先機関の事務所及び <u>実施</u> において行うものとする。 2及び3 略

様式第1号その1中「印」を削る。

様式第1号その2中「印」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年6月8日から施行する。

告 示

長崎県告示第442号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去、拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 要措置区域
長崎県五島市木場町450番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 要措置区域において講ずべき措置
地下水の水質の測定

長崎県告示第443号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり手数料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日
令和3年5月28日
- 2 受託者の住所及び氏名
長崎県長崎市大黒町9番22号
公益財団法人 介護労働安定センター長崎支部 支部長 酒井 徳弘
- 3 委託事務の内容
長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1福祉保健部の表32の項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験試験問題作成手数料の徴収事務
- 4 委託期間
令和3年5月28日から令和4年3月31日まで

長崎県告示第444号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（昭和49年長崎県告示第1988号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

2の表中

「

新松浦第3加入区	新松浦漁業協同組合の地区のうち旧新星鹿漁業協同組合の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業） 2 小型合併漁業（1に掲げる以外の第2号漁業） 3 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 4 敷網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及びかにかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 5 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）
----------	------------------------------	---

を
「

新松浦第3 加入区	新松浦漁業 協同組合の 地区のうち 旧新星鹿漁 業協同組合 の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 小型合併漁業（主として底曳網を営む漁業） 2 小型合併漁業（1に掲げる以外の小型合併漁業） 3 中型まき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）、船びき網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）及び敷網漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。） 4 小型定置漁業（落とし網を使用するものをいう。） 5 小型定置漁業（落とし網以外を使用するものをいう。）
--------------	--	---

に改める。

長崎県告示第445号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

加入区 の 名 称	漁 業 の 区 分
五島第1加入区	小浦の区域の大型定置漁業

公 告

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月28日総会議決）を認可した。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 湯江土地改良区
認可年月日 令和3年5月28日

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、原山土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
馬 場 大 十	南島原市北有馬町乙2154番地	馬 場 大 十	南島原市北有馬町乙2154番地
福 田 敏 博	南島原市北有馬町乙1791番地	福 田 敏 博	南島原市北有馬町乙1791番地

高 木 長 保	南島原市北有馬町乙1756番地 4	高 木 長 保	南島原市北有馬町乙1756番地 4
高 木 保 行	南島原市北有馬町乙1850番地	高 木 保 行	南島原市北有馬町乙1850番地
片 岡 裕 康	南島原市北有馬町乙2328番地	片 岡 裕 康	南島原市北有馬町乙2328番地
永 石 一 行	南島原市北有馬町乙1794番地11	永 石 一 行	南島原市北有馬町乙1794番地11
高 木 和 則	南島原市北有馬町乙1773番地87	高 木 和 則	南島原市北有馬町乙1773番地87
片 岡 典 善	南島原市北有馬町乙2181番地 1	片 岡 典 善	南島原市北有馬町乙2181番地 1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
溝 田 良 彦	南島原市北有馬町乙1794番地 4	溝 田 良 彦	南島原市北有馬町乙1794番地 4
溝 田 英 敏	南島原市北有馬町乙1794番地18	溝 田 英 敏	南島原市北有馬町乙1794番地18

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点現地調査）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和3年6月8日

長崎県知事 中村 法道

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市、南島原市、雲仙市	令和3年7月1日から 令和3年11月1日まで

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第9号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年3月31日長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

- 様式第1号（第4条の2関係） 「長崎県立 学校長 印」の「印」を削る。
- 様式第2号（第4条の2関係） 「長崎県立 学校長 印」の「印」を削る。
- 様式第3号（第10条関係） 「長崎県立 学校長 印」の「印」を削る。
- 様式第4号（第10条関係） 「長崎県立 学校長 印」の「印」を削る。
- 様式第5号（第11条関係） 「長崎県立 学校長 印」の「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第10号

長崎県立中学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立中学校管理規則（平成15年7月29日長崎県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（第12条関係） 「長崎県立 中学校長 印」の「印」を削る。

様式第2号（第12条関係） 「長崎県立 中学校長 印」の「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三

長崎県教育委員会規則第11号

技能教育施設の指定の申請等に関する規則の一部を改正する規則

技能教育施設の指定の申請等に関する規則（平成3年2月5日長崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（第2条関係）

「設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） 印」の「印」を削る。

様式第2号（第3条関係）

「設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） 印」の「印」を削る。

様式第3号（第4条関係）

「設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） 印」の「印」を削る。

様式第4号（第5条関係）

「設置者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所） 印」の「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト